

婦人の地位



情報 NO. 1

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

も く じ

- I 婦人問題企画推進本部及び
婦人問題企画推進会議の動き
- II 国内ニュース
 - 1. 民法等改正の動き
 - 2. 婦人の動き
 - 3. 公職への婦人の参加
- III 国際ニュース
 - 1. 国連の動き
 - 2. 婦人に関する外国の動き
- IV 統計資料

1976年 5月

労働省婦人少年局

第30回国連総会は、1975年国際婦人年に引き続き、1976年から1985年を「平等・発展・平和をめざす婦人の10年」とし、この趣旨に沿った各種の活動を実施することを決定しました。

我が国においても、国際婦人年世界会議で決定された世界行動計画を受けて、国内行動計画の策定を進めているところです。

この資料は、婦人の動きや婦人問題に対する内外の取り組み等を必要に応じて紹介するものです。

皆さまの自主的な計画や活動及び情報収集の一助にして頂ければ幸いです。

国際婦人年のシンボルマークが、「平等・発展・平和をめざす婦人の10年」のシンボルマークとして国連により公式に採用されました。

婦人の10年シンボルマーク



I 婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議の動き

1 婦人問題企画推進本部及び婦人問題企画推進会議の設置について

昭和50年9月23日付け閣議決定で、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取り入れその他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、総理府に婦人問題企画推進本部が設置された（資料1参考参照）。

また、これと同時に、首相の私的諮問機関として、婦人問題企画推進会議が設置された（資料2参考参照）。

2 国内行動計画概要の策定について

婦人問題企画推進本部は、昨年9月発足以来、国際婦人年世界会議において採択された世界行動計画の趣旨に沿い、今後10年間の展望に立って、我が国の実情に即した行動計画の策定を進めてきたが、去る4月30日、Ⅰ基本的考え方、Ⅱ施策の基本的方向、Ⅲ計画の推進の三部からなる「国内行動計画概要」（資料1）をまとめ発表した。

本概要は、4月10日に発表された婦人問題企画推進会議の中間意見（資料2）を尊重して取りまとめられたものであるが、今後更に施策の具体的展開等について、各方面の意見を聴しつつ検討を進め、今秋を目途に成案が作成される予定である。

3 婦人問題企画推進会議中間意見について

婦人問題企画推進会議も、昨秋から、今後10年間の展望に立って婦人問題に関し討議を進めてきた。

これまで同会議は、総会及び教育・労働、社会福祉・家庭、社会・国際の三部会に分れて、5ヶ月間に延22回の会合を通じて、主として婦人問題に関する基本的考え方、施策の方向及び民間行動への期待について討議し

てきたが、去る4月10日、8項目からなる中間意見を発表した。

同会議は、今後も更に討議を深め、今秋、意見を取りまとめる予定である。

資料1 国内行動計画概要

政府は、昭和50年9月23日、閣議決定をもって、婦人問題企画推進本部を設置し、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取り入れその他婦人に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとした。

そのため、今後10年間の展望に立って、我が国の婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を明らかにするための計画を策定することとしたが、ここにその主要な事項についての概要をとりまとめた。

今後、更に施策の具体的展開等について各方面の意見を聴しつつ検討を進め、今秋を目途に成案を作成する予定である。

昭和51年4月

婦人問題企画推進本部

国内行動計画概要

Ⅰ 基本的考え方

1. 戦後の我が国においては、日本国憲法の制定とそれに伴う諸制度の改革、産業経済の目ざましい発展等により、国民の生活や意識は著しく変化している。

特に、婦人の地位は、法の下での男女平等が憲法の定める基本的原理として保障され、これに基づき諸法令が制定、施行されたことによって飛躍的に向上した。

2. また、近年の経済社会の発展と変容は婦人の生活に大きな変化をもたらし、平均寿命の伸長、出生率の低下、教育水準の向上、余暇時間の増大等の結果、婦人の能力とその活用

の可能性は著しく増大している。

今日、婦人は国民生活の諸分野で大きな役割を果たしつつあるが、婦人の生活に生じたこのような変化は、まだ社会的に広く認識されているとは言えず、その能力が全面的に生かされるような社会環境も必ずしも十分に形成されていない。また、婦人自身の、権利や機会の積極的な活用も十分とは言えない。

3. 婦人が生涯の生き方を主体性を持って選択、設計し、その能力を自己の実現と社会の進歩のために生かすことは、婦人自身の向上はもとより、国民全体の福祉にとって欠くことのできないものである。このため、まず、主体性を確立し、機会と責任の平等を現実のものとするための婦人自身の不断の努力が要請される。

同時に、今後の我が国においては、国民一人一人の生活の安定と向上、能力の開発と発揮、生きがいの充足等が政策の目標とします。ますます重視されるが、このような目標を達成しようとする全ての部門の政策は、男女両性に等しく配慮し、その必要にこたえるものでなければならない。

4. 国際連合憲章、婦人に対する差別撤廃宣言をはじめ、各種の国際的条約、勧告、計画等は、一国の全面的な発展及び世界の福祉、平和のために、女性が男性と同様にあらゆる分野に最大限に参加することが必要であり、全ての人は差別されることなく社会的、経済的進歩の成果を享受する権利を有し、同時にかかる進歩に貢献すべきであるとの趣旨を宣明している。

1975年、国際婦人年世界会議が採択した世界行動計画は、このことを一層時代にあふさわしい形で実現することを目的として、今後10年間にわたる各国の政策に指針を与えている。また、国際連合は、1976年から

1985年までを「国連婦人の10年」と宣言し、平等、発展、平和という国際婦人年の目標達成のために世界全体として努力することとしている。

5. 国内行動計画は、世界行動計画の趣旨をふまえつつ、憲法の保障する男女平等の原則に基づき、政治、教育、勤労、健康、家族生活等に関する一切の国民的権利を男女両性が真に等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性が共に参加、貢献することが必要であるという基本的考え方に立って、そのような社会環境を形成することを全体的目標とする。

この目標を達成するため、次のことを計画の課題とし、今後10年間にわたって、総合的な施策を推進することとする。

- (1) 法制上の婦人の地位の向上
 - (2) 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進
 - (3) 母性の尊重及び健康の擁護
 - (4) 老後等における経済的安定の確保
 - (5) 国際協力の推進
6. なお、この目標の達成に向って、公的機関、民間機関・団体及び婦人をはじめとする国民全体の、それぞれの分野における自主的な計画や活動及び相互間の協力が期待される。

II 施策の基本的方向

1. 法制上の婦人の地位の向上
憲法の定める男女平等の原則を徹底させ、かつ、婦人の地位の実質的向上を図るため、諸法令の再検討を行う。
2. 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進

婦人がその主体的選択によって、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に参加する機会を持ちうるよう、固定的な男女の役割分担

意識を見直すとともに、婦人に対する不平等を慣行を是正し、婦人がその能力を十分に発揮することができるような社会環境を整備することが必要である。

同時に、家庭生活の健全な維持に対する婦人の寄与と家業における婦人の労働に対して正当な評価が与えられるべきである。

- (1) 国、地方公共団体、企業、民間団体等における政策、方針の決定への婦人の参加を促進する。行政への婦人の参画を促進するため、審議会等への婦人の登用を積極的に行うとともに、公務員については、平等取扱いの原則に基づき、婦人の採用、登用等に十分に配慮する。
- (2) 従来の男女の役割分担意識にとらわれない教育・訓練を推進する。
- (3) 婦人の生涯の各時期における学習意欲に対応する教育・訓練の機会の拡充、施設の整備等の施策を推進する。その際、社会参加を希望する婦人の再教育、再訓練について配慮する。
- (4) 男女平等と婦人の社会参加に関する気運の醸成に努めるとともに、婦人がその権利と機会を十分活用しうるよう啓発を行う。
- (5) 雇用、職業に関する機会と待遇の男女平等を確保するため、その阻害要因の除去等必要な施策を推進し、特に男女差別定年制、結婚退職制等についてはそのすみやかな是正に努めるとともに、男女平等の確保のために必要な法令、制度等のあり方について検討を行う。
- (6) 農村婦人の農業生産活動への参加の著しい伸展に即応し、婦人の生産活動の質的向上と健康の増進及び農家生活の改善を図るため、婦人の農業及び生活に関する知識、技術の普及教育訓練の施策を強化するとともに、農村計画等地域社会活動への積極的

参加を促進し、生産と生活の調和を図るための施策を拡充する。

- (7) コミュニティー等における婦人の活動領域の拡大を図ることをはじめ、広範な公的活動、団体活動等への婦人の参加の促進に関する施策を推進する。
- (8) 要保育児童の実態に即した保育施設の整備、育児休業の普及等婦人の社会的活動のための適正な条件整備に努める。
- (9) 婦人の家庭生活と家業における労働の経済的価値を法律上も正しく評価するため、民法等関係法令の再検討を行う。

3. 母性の尊重及び健康の擁護

母性は次代社会の健全な発展のために不可欠な機能であり、社会全体として、これに対する十分な援護態勢が確立されなければならない。

- (1) 母性の健康の増進、次の世代の資質の向上という観点から長期的展望に立った母性保健対策を推進する。
 - (2) 勤労婦人が妊娠・出産を理由として不利益を受けることなく、その期間を通じて健康を維持増進し、福祉を十分享受することができるようにするための施策の充実を図るとともに、母性保護のあり方を検討し、改善に努める。
 - (3) 母性給付の水準について、我が国の現状を踏まえつつ国際的に見て整備を要すべき点を含めそのあり方を検討し、改善に努める。
 - (4) 農業等家業に従事する婦人、家庭婦人等組織的な健康管理の対象となっていない者の健康の維持、増進に特に配慮する。
- ### 4. 老後等における経済的安定の確保
- 家庭の主婦等固有の所得を有しない婦人を含めて、老後の経済的安定を確保するとともに、社会的に困難な立場にある母子家庭等に

対する援助を強化する必要がある。

(1) 年金制度における被用者の妻の取扱い、遺族年金のあり方等について、公的年金制度全体を通じて総合的な検討を進める。

(2) 厚生年金の保険料率、支給開始年齢等について、男子との均衡を図ることを基本として検討を進める。

(3) 母子家庭等の生活の自立と安定のために必要な、就業、福祉に関する施策の充実を図る。

5. 国際協力の推進

国連婦人の10年にあたり、我が国も国際社会の一員として、男女平等と婦人の社会参加のための国際協力を推進する。

(1) 国際連合を中心として展開される、世界全体の婦人の状況改善のための諸活動に対して協力を進める。

(2) 国際機関、国際会議等国际的な分野の政策決定への婦人の参加を促進する。

(3) 国際協力への婦人の参加を促進するとともに、婦人問題に関する情報、経験、資料の交換を活発に行う。

(4) 婦人に関する国際条約については、その再検討の動向を勘案しつつ、批准のための国内の条件整備に努める。

Ⅲ 計画の推進

1. この計画を達成するため、婦人問題企画推進本部を軸として、行政機関相互間の密接な連携を図りつつ、総合的な対策を推進する。

2. 公的機関、民間機関・団体及び婦人を始めとする国民各層においても、この計画の趣旨に沿った自主的な計画、活動の推進を期待する。

(参考)

婦人問題企画推進本部の設置について

昭和50年9月23日

閣議決定

1. 国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れその他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、総理府に婦人問題企画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2. 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構員を追加することができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	総理府総務長官
本部員	内閣官房副長官
	総理府総務副長官
	経済企画事務次官
	法務事務次官
	外務事務次官
	大蔵事務次官
	文部事務次官
	厚生事務次官
	農林事務次官
	労働事務次官
	自治事務次官

3. 本部の会議について本部員を補佐させるため、本部に幹事を置く。

幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

4. 本部長は、必要があると認めるときは、婦人に関する施策について学識経験のある者に対し本部の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て内閣総理大臣官房において処理する。

6. 前5項目に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

資料 2

婦人問題企画推進会議中間意見

I 基本的考え方

個人の尊重と男女の平等は、普遍的原理として日本国憲法に保障され、国際連合憲章や世界人権宣言にもうたわれている。我が国の法制はこの原理の下につくられているが、社会や家庭には、いまだに男女の不平等が慣行として残っており、婦人の能力・特性に対する偏見や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担の観念が今なお人々の意識に深く根をおろしている。

一方、経済の発展、諸科学の進歩、技術の革新等によって、社会環境は大きく変わってきている。そして、婦人の生活周期の変化、教育水準の向上、余暇時間の増加などによって、職業をはじめさまざまな社会的な活動の場を求める婦人が増加している。又、現代においては、婦人も含めて人間の生き方に対する価値観は多様化している。これからの婦人は、独立した個人としての、又、社会人としての生涯の充実した責任ある生き方を主体性をもって選択することが必要となるであろう。

このような情勢に応じて、婦人の地位の向上を図るためには、これから解決して行かなければならないさまざまな課題がある。

婦人が職業を持つことを含めて、広く社会に参加をすることは、その活動を通じて社会とのつながりを強め、能力を向上させるに役立つものであると同時に、国民生活の向上や福祉の増進に大きな意味を持っている。したがって、婦人の社会参加の障害となるものを取り除き、その促進を図ることが必要である。婦人が家庭と職業を自由に選択し、又は、双方を両立させたいと考えた場合には、いずれの場合も、それを支える条件が社会的に整備されることが望ましい。母性は、次の世代を生み出すという社会に

とって重要な機能であって、社会的に尊重されるべきものであり、婦人がこのことのために不利益を受けるようなことがあってはならない。人格の独立のためには、経済的独立が大きな力となるので、労働や家事に従事する婦人の経済的権利が保障されなければならない。

これらの課題の解決のためには、改めて法律・制度・慣行の見直しを行い、社会環境の整備を急がなければならない。それと同時に、婦人自身も、心の中にひそむ男女差別意識を克服しより広い視野と責任感をもって社会全体のことを考え、社会に貢献するという気概を持つことが必要である。

男女の理解と協力の上に立って、権利・機会・責任の平等を実現することは、ひとり婦人のみならず、社会全体の幸せにつながるものであることを確信する。

II 教育・訓練

1. 変化する社会の中で、婦人が主体性を持って充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育・訓練を受ける機会を整備して、独立した人格の形成と実力の涵養に資することが必要である。特に若年者に対しては将来への展望を持った進路選択を奨励すべきである。
2. 我が国においては、教育・訓練を受ける機会の平等は一応達成されているとみられるが更に、婦人がより幅広く高水準の教育・訓練を受け、その能力を十分に発揮することができるよう社会的気運を醸成することが必要である。
3. 学校教育の内容が将来の男女のあり方を、いまだに根強く残っている役割分担意識に固定することのないように、教育課程の基準の改善の方向を吟味する必要がある。家庭科教育も、家庭運営の責任が男女双方にあるとい

う立場から検討されなければならない。

4. 育児期を過ぎた後社会的な活動を希望する婦人が、自己の能力を発揮して社会に貢献することができるよう、職業訓練や専門・技術教育の機会を整備することが望ましい。
5. 家庭婦人、勤労婦人、農村婦人、自営業婦人などいろいろな立場にある婦人が、相互に理解し合い協力し合うことが、全体としての婦人の地位の向上のため必要である。そのためには、これらの婦人が共に学び、交流し、情報交換ができるような場を拡げていくことが望まれる。

Ⅲ 労働・職業

1. 労働の権利は、日本国憲法に保障された国民としての基本的権利であるという視点に立ち、又、勤労婦人や就労を希望する婦人が多数存在するという現実を重視し、雇用の機会と待遇の平等の確保及び職場における婦人の地位の向上を目指すべきである。一部に残存する男女差別定年制、結婚退職制等の差別的雇用慣行は、速やかに是正されなければならない。
2. 婦人の職業分野や職種はとかく限定されがちであるが、職業に就くに当たっては、男女を問わず、まず、個人の適性・能力が十分に尊重されるべきである。又、中高年者の就業に際しては、その経験や能力を生かし、社会において積極的な役割を果たせるように各分野の創意、工夫が望まれる。
3. 婦人の労働を正当に評価し、同一価値労働同一賃金の原則に立って、男女の均等待遇を実現すべきである。又、農業、商工業等における家族従業者の労働の価値が経済的に評価されなければならない。看護婦や保母等の福祉的職業については、専門的職業としての地位を高めるためのきめ細かい配慮が必要であ

る。

4. 現行の労働基準法等の保護法規については社会情勢の変化、技術革新の進展、労働環境の変化等を考慮し、婦人の就業機会の拡大、職業人としての地位の向上、母性保護の充実及び全般的な労働条件の向上という多角的な観点から総合的に再検討することが必要である。母性の保護は男女平等を損うものではなく、勤労婦人がこれによって不利益を取り扱いを受けることがあってはならない。
5. 働く両親にとって、子どもの健全な成長発達のための社会環境の整備は欠くことのないものである。保育施設の充実、児童の福祉のより一層の増進を図りつつ、一方、労働のための基盤整備の問題としてとらえる姿勢が必要である。

Ⅳ 家庭

1. 家庭は社会的活動の基盤として重要な役割を果たしているが、家庭をとりまく社会環境の変化に伴って、家庭自体の形態やあり方も共働き家庭、母子家庭、中高年独身家庭等を含めて多様化している。多様なすべての家庭が、社会的に認められ、その必要に応じて行政からも配慮されることが望まれる。
2. 家庭での男女の固定的な役割分担の考え方を見直し、家庭の運営について男女双方がひとしく責任を有することを再確認する必要がある。このことは、社会的条件の整備と並んで、婦人の社会参加の基礎となるものである。婦人が充実した人生を送るためには、婦人の生活周期の変化に対応した生涯設計をたて、家庭にあっても社会との接触を保ち、その能力を開発することが必要である。
3. 家庭のあり方は、子どもの人間形成に大きな影響を与える。子どもの養育にあたって、男女が平等であり、同価値であるという意識

を育てることが、将来の社会のあり方を決するであろう。子どものしつけにおいても、男女の役割を固定するような差別をなくし、男の子にも女の子にも自分の心身の健康管理や日常生活の基礎的能力を身につけさせることが必要である。

4. 婦人は、家事労働をはじめとして家庭生活の健全な維持に多大の寄与を行っている。この経済的価値を法律上も正當に評価するため、民法等関係法令の再検討を行うなど、婦人の地位を実質的に向上させるための各種の措置がとられるべきである。
5. 結婚は、相互の人格を尊重し共に責任を持って家庭を作るものという考え方に立って、婦人が主体性をもって結婚の時期、配偶者、家庭のあり方などを選択することができるような慣行を助長することが望ましい。又、青年男女が家庭生活、健康、性などについて正しく理解することができるような環境づくりが望まれる。

V 社会福祉

1. 社会保障については、男女の実質的平等を確保する方向で見直しを行い、今後、国際的にみて整備を要すべき点については、そのあり方を検討することが必要である。
2. 家庭における老人介護、身障者介護等の役割は、多くの場合婦人によって担われているため、これらの分野での福祉の充実、婦人と深いかわりを持っている。都市化、核家族化の進行は、今日の家庭の経済的・社会的基盤の弱体化の要因となっているので、地域社会、地方公共団体及び国が福祉的機能を補完する必要性が増している。
3. 子どもを育てる主体は、家庭と両親にあるが、併せて保育所等の施設や地域社会が、子どもの健全育成に果たす役割の重要性を認識

し、保育需要の増大と多様化に適切に対応できるような施策の充実に努める必要がある。

4. 老後の婦人の生活の充実と安定を図るとともに、新しい世代間扶養のあり方、家族の結びつき、地域の連帯の方向を探ることが望ましい。
5. 母子家庭等の生活の自立と安定を図るため就業の促進をはじめとする各種の施策を強化する必要がある。
6. 母性の役割の重要性からみて、婦人が、自らの健康増進に留意するとともに、家族計画の普及、妊娠婦死亡率の低下など母子の保健水準を向上させ、母性への十分な援護体制を整えることが必要である。
7. すべての婦人、特に農村婦人、家庭婦人、自営業に従事する婦人の健康増進のために、地域における健康管理体制の整備、拡充が図られるべきである。農村婦人については、その過重な労働についての検討が必要である。

VI 政策決定・市民活動

1. 国民生活や地域社会生活に重要な影響を持つ政策の決定は、男女両性の参加によって行われることが強く望まれる。立法、司法、行政各部門の公職への婦人の参加は低調な現状にあるので、これらの公職に婦人が平等の立場で参加する気運を社会全体で盛りあげる必要がある。

行政への婦人の参画を促進するためには、まず、審議会等への婦人の積極的な登用を進めるべきである。又、公務員の採用・登用は男女平等の原則に基づいて行われなければならない。

一方、政党、企業、労働組合、教育界、マス・メディア等の組織においても、政策や方針の決定の場に広く婦人の参加を促すことが必要である。

2. 婦人の社会参加は、広く厚い層の婦人の参加を基盤とすることによって本当のものとなる。そのためには、日常生活の中でのコミュニティ活動、学習活動、その他あらゆる面での婦人の自主的な活動と参加が活発に行われることが望まれる。又、社会的な活動と家庭生活の調和を可能にするための社会的な基礎条件を整備することが必要である。

Ⅶ 国際協力

1. 世界行動計画、婦人に対する差別撤廃宣言その他、婦人に関する国際条約、勧告等への社会的関心を高めるとともに、国際条約の批准について努力することが必要である。
2. 多方面の国際会議への婦人の参加を図り、国際連合事務局等国際機関への婦人の進出を促進すべきである。そのために、外国語教育の充実や国際的な識見を養う機会の拡充が望まれる。
3. 開発途上国との協力をはじめ、さまざまな国際交流活動において、相手国民、特に婦人の立場に心を配りながら、婦人が積極的な役割を果たすことが期待される。又、国の内外を問わず、婦人が日常的な生活の場において外国人との交流に関心を持ち、相互の理解を深めることが、国際友好と平和の増進に大きな意味を持つであろう。

Ⅷ 調査研究・評価

1. 婦人問題については、問題の所在や進歩の状況を継続的に調査・研究し、評価を行いつつ、総合的な施策を推進することが必要である。
2. 婦人問題は、人間の日常生活に深く根ざした課題を多く含んでいるので、広範な民間団体、マス・メディア、グループ等による調査研究、経験交流、情報交換、啓発活動等が期

待される。

(参考)

婦人問題企画推進会議について

昭和50年9月23日

閣議口頭了解

1. 国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れその他婦人に関する施策の企画及び推進に資するため、婦人問題企画推進会議(以下「会議」という。)を開催する。
2. 会議は、内閣総理大臣が有識者おおよそ30名を委員として依頼し、その参集と意見の開陳を求める。
3. 会議には、必要があると認めるときは、専門委員を依頼し、又は参考人を招いて意見を聴くことができる。
4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て内閣総理大臣官房において処理する。

婦人問題企画推進会議委員名簿

市川武雄	電機労連中央執行委員
江上フジ	東郷学園学園長
大友よふ	全国地域婦人団体連絡協議会 副会長
大森文子	北里大学病院看護部長 (社)日本看護協会会長
扇谷正造	評論家
上坂冬子	評論家
久保田きぬ子	成蹊大学教授
久米愛	弁護士 国連NGO国内婦人委員会副 会長 日本婦人法律家協会会長
アリス・ケリー	医師 神戸女学院大学理事
小菅丹治	(株)伊勢丹社長
小林ツ子	全国農協婦人組織協議会会長
佐藤忠良	中央青少年団体連絡協議会委

員長

塩 ハマ子 (財)日本女子社会教育会常務理事

千 宗 室 茶 道 家
京都学園大学教授

相 馬 雪 香 評 論 家
日本退職女教師連合会会長

多 田 とよ子 センセン同盟常任執行委員

田 中 澄 江 劇 作 家

田 村 誠 (財)ベターホーム協会理事
長

田 ユ リ 主婦連合会副会長

滝 沢 正 医療金融公庫理事

中 鉢 正 美 慶応義塾大学教授

都 留 重 人 一橋大学名誉教授

中 込 富美子 国際検査株式会社社長

東京商工会議所婦人会理事

中 根 千 枝 東京大学教授

西 清 子 評 論 家

縫 田 華 子 ジャーナリスト

渡多野 勤 子 (財)ファミリースクール
理事長

○福 武 直 東京大学教授

◎藤 田 た き 前津田塾大学学長

丸 田 芳 郎 花王石鹼株式会社社長

山 本 まき子 日本労働組合総評議会幹事

山 本 松 代 総合生活研究家

◎印 座長

○印 座長代理

II 国内 ニ ュ ー ス

1 民法等改正の動き

〔民法等の一部改正法案について〕

今般、法務省で妻の地位の実質的向上を図るため、離婚復氏の制度、婚姻事件に関する訴えの裁判管轄及び嫡出子出生の届出をする者について改善を加えるとともに、国民のプライバシー保護の観点から戸籍公開の制度を改善する等の目的で、標記法案を2月17日第77回国会に提出した。現在法務委員会に附託されている。

以下、同法案について、主な改正点及びその提案理由を紹介する。

(1) 離婚後の氏

離婚によって婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法に定める届出をすることによって、離婚の際に称していた氏を称することができるものとする（民法第767条に第二項として加える。）。

〔提案理由〕

現行民法第767条は、婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、離婚により当然婚姻前の氏に復するものとしているが、このことにより復氏する者に社会生活上の不利益をもたらす可能性もあるし、離婚後母とその養育する子との氏が異なることによる不都合を生ずるおそれもある。

そこで、離婚による復氏の原則を維持しながら、離婚後も引き続き婚姻中の氏を称しようとする者については、離婚後3箇月以内に戸籍法による届出をすることにより婚姻中の氏を称することができることとする。

(2) 婚姻事件の管轄裁判所等

イ 婚姻事件の訴えは、(1)夫婦の共通の住

所があるときはその住所地、(2)夫婦の最後の共通の住所の地の地方裁判所の管轄区域内に夫又は妻が住所を有するときはその住所地、(3)これらの住所地がないときは夫又は妻の普通裁判籍所在地又は死亡時の住所の地の地方裁判所の管轄に専属するものとする（人事訴訟手続法第1条の改正）。

ロ 裁判所は、一定の要件の下に、申立てにより又は職権で、事件を他の管轄裁判所に移送することができるものとする（同法第1条の2の新設等）。

〔提案理由〕

現行人事訴訟手続法第1条は、離婚等の婚姻事件の訴えは、婚姻の際氏を称した者の現在の住所の地の裁判所が専属的に管轄することとしているが、現在の婚姻の実情をみると、夫の氏を称する婚姻がほとんどであるから、妻が離婚訴訟を遂行するには、多くの場合、夫の住所地に向かなければならぬ不便があるのみならず、証拠収集等の点からも必ずしも合理的ではない。

そこで当事者の便宜及び証拠収集の容易さ等の観点から、裁判管轄を合理化するため、婚姻事件の訴えは、まず、夫婦の共通の住所の地の裁判所、次には、夫婦の最後の共通の住所の地の裁判所の管轄区域内に夫又は妻が住所を有するときは、その住所の地の裁判所、更に、それ以外の場合には、夫又は妻の住所の地の裁判所の管轄に専属することとするとともに、具体的事案に応じた管轄の合理化を図るため、他の管轄裁判所へ移送する制度を設けることとする。

(3) 戸籍の謄抄本の交付等

イ (1) 戸籍の謄抄本等の交付請求をする

には、法務省令で定める場合を除き、請求の事由を明らかにしなければならぬものとする（戸籍法第10条、同第12条の改正等）。

(ロ) (イ)の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その交付を拒否することができるものとする（前同）。

(ハ) 除籍の謄抄本等の請求は、(イ)の場合を除き、これに記載された者又はその配偶者、直系血族及び国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者に限りすることができるものとする（前同）。

(ニ) (イ)以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合に関し、除籍の謄抄本等の交付を請求することができるものとする（前同）。

(ホ) 戸籍簿及び除籍簿の閲覧制度は廃止するものとする（前同）。

(イ) 嫡出子出生の届出は、母も父と同様にすることができるものとする（同法第52条の改正）。

(ロ) 死亡届は、同居していない親族もすることができるものとする（同法第87条の改正）。

(ハ) 確定裁判に基づく届出は、訴えの相手方もすることができるものとする（同法第63条等の改正）。

〔ロ-(イ)の提案理由〕

嫡出子の出生届につき父を第一順位の届出義務者としているが、これを改め、母も父と同順位において届出ができることとする。

2 婦人の動き

国際婦人年を契機として、全国で婦人相互の連携を強めるとともに、活動を進める動き

が見られたが、その後それを継続あるいは組織の再編成等を行って活動をすすめている団体についてその幾つかを紹介する。

○ 国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会

同会は、昨年、国際婦人年日本大会を開催した全国組織の婦人団体並びに労働組合婦人部等41団体による日本大会実行委員会が12月1日に解散し、新たに組織されたものである。世界行動計画や日本大会の決議の実行に当たっての優先順位について検討を行い、婦人問題企画推進本部へ要望書を出した。

○ 国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会

同会は、教育、マスコミ、離婚、売春、主婦及び労働の各分科会に分かれ、討論会の開催、要望書の提出、働く女性の相談室の開設等活発な活動を行っている。

○ 国際婦人年世界行動計画神奈川学習会実行委員会

同会は、国際婦人年に当たって、県内の既成23団体が実行委員会を組織したもので、準備会を重ねた後学習会を開いている。昭和51年4月23日には、縫田華子氏による講演「世界行動計画と日本婦人の現状」並びに長州神奈川県知事、飛鳥田横浜市長、縫田氏を講師とするシンポジウムを行った。

○ 国際婦人年あいちの会 — つながりとひろがり求めて —

同会は、個人参加による男女約400名の会員から成り、「女にとって家庭とは」、「教育 — 新しい女性像をさぐる」、「女の舟」、「妻の経済的地位と老後」、「就労上の差別をあらう」、「大集会」の6回の集会を開いたほか、「女の声 — 1975年の場合」を発行。現在は、家庭科の男女

共修、離婚、労働等のグループに分れ、公開質問状の提出や学習会等を行っている。

○ 国際婦人年記念京都連絡会

同会は、国際婦人年に当たり、婦人団体34、労組婦人部39、その他6団体、計79団体で国際婦人年京都実行委員会を組織し、平等・発展・平和のテーマに沿って専門委員会を設け、各種の活動をするともに国際婦人年記念集会を開いた。今年から、国際婦人年記念京都連絡会に切りかえ、各団体の個別活動を中心に婦人の地位向上と取り組むことになった。

○ 世界行動計画を実施する懇談会

国際婦人年に当たり、連携した活動を実施していくために30団体が集まり、昭和50年3月「国際婦人年兵庫県実行委員会」として発足、映画と講演、婦人年県集会、働く婦人の講座、異性との対話の会等を開いたほか、県婦人白書を作成した。同実行委員会は、12月に一応解散し、今年から標記名称に変更し世界行動計画の学習を進めている。

○ 「平等・発展・平和をめざす婦人の10年」推進長崎県協議会（正式発足予定6月）

同会は、婦人関係諸団体が密接な連携を図り、「婦人の10年」を実りあるものにするを目的としており、県婦人団体連絡協議会長、県農協婦人組織協議会長、県漁協婦人部連合会長、県母子福祉連盟理事長が発起人となって、各婦人団体へ入会を呼びかけている。主な活動は「婦人の10年・長崎行動計画の作成と実践」で婦人の地位向上対策（婦人の公職への参加促進、男女の役割の見直し、戦場における男女平等の促進）、婦人のための環境整備（働く婦人の家建設運動等）、各種会合等の開催等があげられている。

○ 国際婦人年記念熊本婦人協議会

同会は、国際婦人年を契機に、県下の各種団体が一体となって婦人の地位向上、男女平等を推進していくことを目的に、14婦人団体により昭和50年12月5日に結成された。各団体においては、傘下会員に対して国際婦人年についての認識を深め、意識の向上を図るよう指導するとともに、協議会においては、県内の実情を踏まえ当面の「熊本婦人行動計画」を作ることになっている。

3 公職への婦人の参加

(1) 婦人の公職への参加 状況

昭和50年1月1日現在、国政レベルの審議会等246のうち、婦人の委員が任命されているのは72で、大部分の審議会等においては婦人委員の数は1～3人と非常に少なく、総委員数約6100人中婦人は約2.1%を占めるにすぎない。

また、中央官庁における婦人の管理職は昭和51年5月1日現在、局長1人、課長級9人である。

昭和51年5月1日現在、地方公共団体は、47都道府県3,256市町村を数え、そのうち婦人が長に就任しているのは、 兵庫県本巣郡穂積町（松野友町長）のみであり、地方議会議長に婦人が就任しているのは、東京都豊島区、京都府京都市の2議長である。

昭和50年文部省学校基本調査による婦人の学校長は高等学校長140人（総数中婦人の占める割合3.2%）、中学校長17人（同0.2%）、小学校長344人（同1.5%）である。

(2) 公職への婦人の参加促進について

イ 行政機関における婦人の登用等についての事務次官等会議申し合わせ

本年2月5日に開かれた事務次官等会議で、行政への婦人の参画を促進するため、次の2点が申し合わされた。

(イ) 審議会等への婦人の登用

審議会等の委員の選考に当たっては、婦人の登用に配慮すること。特に婦人が委員に含まれていない審議会等については、その改選時に当たって、できるだけ婦人の委員を加えるよう努めること。

(ロ) 女子の公務員の採用、登用等

国家公務員法第27条（平等取扱いの原則）の趣旨に基づき、女子の公務員の採用及び登用について十分に配慮すること。

また、女子の公務員の能力の開発、有効発揮等について積極的に努力すること。

なお、国家公務員採用試験受験資格における男女平等の確保については、

昨秋、労働省婦人少年局長から人事院任用局長に対して申し入れを行った。

ロ 申し合わせ事項の進展状況

審議会等への婦人の登用については、本年3月11日付で社会教育審議会の婦人委員が1名増え、3名となった。

国家公務員の採用等における男女平等取扱いについては、特殊な書記的又は技術的業務であるとの理由で、今まで受験資格が男子に限られていた行政事務Bが51年度の採用試験から女子にも受験できることとなった。

また、4月1日付で日本で初の女性公使として、国連代表部公使に緒方貞子氏が任命された。同氏は、国際基督教大学で国際関係論を教える一方、昭和43年には政府顧問、45年、50年には政府代表代理で国連総会に出席された。

III 国 際 ニ ュ ー ス

1 国連の動き

○平等・発展・平和をめざす国連婦人の10年
平等・発展・平和を目標として全世界に行動をよびかけた1975年の国際婦人年は、国際的にも、又国内においても大きな反響を呼び、婦人問題への社会の関心を著しく高めた。

とくに、注目されることは、各国政府が婦人の問題を真剣にとりあげ、政治・経済・社会のあらゆる分野で、婦人の問題を婦人だけのこととせず、社会全体の問題として取り組んだことである。

この年の活動の中で、その目標とする男女の平等や婦人の社会参加を妨げている要因が明らかにされ、これを除去するための活動が活発に展開された。

国際婦人年は、いわばこのための最初の“きっかけ”を作ったこととなった。

しかし、何世紀にもわたって存在してきた婦人を取りまく不利な状況や婦人に対する差別を排除するためには、かなりの時を必要とする。

そこで、国連は、1975年末の第30回国連総会において、国際婦人年に始められた活動を継続し、国際婦人年世界会議が採択した「世界行動計画」にもられた勧告を具体的な実施に移していくために、国際婦人年に続く

1976年から85年までの10年間を“平等・発展・平和をめざす国連婦人の10年”と宣言する決議を採択した。これは国際婦人年の目標の達成を図るための具体的活動をすすめていくうえで、その内容や方法は、それぞれ国の状況や各個人の立場によって異っても、全世界的に連携をもって、継続的に統一活動としてすすめることが効果的であるという

認識に立って、国連が主唱するものである。国連は、これによって世界行動計画を国内、地域内、あるいは国際的レベルで、それぞれ実施に移すよう呼びかけ、婦人の地位向上の長い歴史の中で、これから始まるこの10年が大きな“きめて”となることを期待している。

(1) 第30回国連総会決議

1975年末に開催された第30回国連総会は、「世界会議が採択した勧告等を含めた国際婦人年」並びに「社会における婦人の地位と役割」を議題としてとりあげ、審議の結果、婦人に関する決議を10採択した。

このうち、「国際婦人年世界会議」と題する決議の中で、1976年から85年の10年を国連婦人の10年とすることを宣言した。

この決議の中では又、各国政府に対して世界行動計画、関連諸決議に盛りこまれた勧告を検討するように、特に短期・中期・長期の目標を設定すること、そのための優先順位を定めること、勧告を実施するため国内行動計画を作成すること、世界行動計画の目標達成のために、国や地域段階での進歩の状況を定期的に検討・評価すること、を要請している。

国連諸機関に対しては、この10年の期間中に世界行動計画、関連諸決議を実施するための勧告、提案を経済社会理事会に提出すること、各国の計画作成、評価等に援助を与えることなど。

民間団体に対しては、国や国際的レベルで行われる諸活動の実施を助けるためにあらゆる可能な措置をとること、等を要請し

ている。

この他、婦人の地位向上のための国際研究訓練研修所を設置すること、この設置について検討するための専門家グループを任命すること、国連としての総合的な世界行動計画の検討と評価を2年毎に行うこと、等を決め、最後に、この10年の中間に当たる1980年に、目標達成のための進歩の状況を検討、評価、必要な場合には計画の再調整を行うため、世界会議を召集することを決定した。

同総会が採択した婦人に関する決議名は次のとおりである。

イ 国際婦人年世界会議

ロ 国際平和及び安全の強化並びに植民地主義、人種主義、外国侵略、占領及びあらゆる形態の外国支配に対する闘争への婦人の参加

ハ 男女平等及び婦人に対する差別撤廃

ニ 各国の開発に婦人を効果的かつ速やかに参加させることをめざした婦人の経済的地位の向上

ホ 農村地域の婦人

ヘ 開発への婦人の参加を促進する措置

ト 開発過程への婦人の参加

チ 国際婦人年世界行動計画の実施

リ 国連事務局における婦人の採用

ヌ メキシコ政府及び国民に対する謝意表明

(2) ILOに婦人労働問題担当室を新設 設

ILOでは、従来婦人労働問題は、婦人、少年及び老齢労働者問題課の中で扱われていたが、本年4月1日より婦人労働問題担当室が新設され、ここで担当することとなった。なお、高橋事務局長補がこれを統轄する。

婦人労働問題担当室の所管事項は次のとおりである。

イ 婦人労働者に関する全体的な動きと進捗に関する情報を調査研究し、広報すること。

ロ 政府、労働組合、使用者団体及び他の民間団体による婦人の雇用及び労働条件の向上のための活動を促進すること。

ハ 最近のILO総会及び理事会による婦人労働問題に関する決定を受けて、ILOの行う活動を促進する中心となり、婦人労働者の必要にみあうように各現局、各地域担当局の計画を再編成するための助言を行い、その計画の実施に必要な応じて参加し、婦人に関するILOの全事業が一貫性をもつべく調整を助けること。

ニ 婦人労働者に関する事業に関連して、国連その他の国際機関との連絡を確保すること。

(3) 婦人と開発のためのアジアセンターの設立

国連アジア太平洋地域経済社会委員会(ESCAP)は、1976年3月24日から4月2日まで、タイのバンコックにおいて第32回総会を開催した。

同委員会は、すでに1974年5月開発への婦人の参加について会議を開催し、「開発への婦人の参加のための地域行動計画」を作成しているが、今回の総会でも婦人に関する議題をとりあげ、アジア太平洋地域の婦人のために「婦人と開発のためのアジアセンター」をイランに設立することを決定した。

このセンターは、アジア地域内のこの種の研修所にならって作られ、国連が検討している婦人の地位向上のための国際研究訓練研修所を補完する形のものとなる予定である。

(4) 国際機関での女性の活躍

イ 昭和51年1月15日付でILO事務局長補に高橋展子氏が就任された。就任早々から婦人労働問題担当事務局の新設について努力され、4月1日婦人労働問題担当室が発足した。

ロ 昭和51年3月1日から12日までベルンで開かれた国連多国籍企業委員会に政府代表として有賀美智子氏（元公正取引委員会委員）が出席された。

ハ 昭和51年4月9日からニューヨークで開かれた国連経済社会理事会に特別顧問として大羽綾子氏が出席された。民間女性が同理事会に特別顧問として出席したのは初めてである。

なお、同理事会で、日本は婦人の地位委員会委員に選出された。任期は1977年から4年間である。

2 婦人に関する外国の動き

(1) 英国

英国では、1970年5月に「平等賃金法（Equal Pay Act）」が成立し、同一労働または同一価値労働に従事する男女労働者に対して、同一の賃金を支給すべきことが規定された。

又、1975年11月には、「性差別禁止法（Sex Discrimination Act）」が成立した。この法律は雇用、教育、施設やサービスにおける性に基づく差別、就業における既婚者に対する差別等を排除し、男女平等を促進することを目的としている。

ここで差別とは、女性であるという理由で男性より不利に扱うこと、既婚者を未婚者より不利に扱うことなどとしており、雇用においては、採用、昇進、配置転換、教育訓練、福利厚生の利用、解雇において男女を差別してはならない、各種教育機関への入学、施設・サービスの利用について男

女を差別してはならない、公共施設、ホテル、レクリエーション施設、乗物の利用、保険、ローン等の利用において男女を差別してはならない、等としている。

以上2つの法律は、（平等賃金法は4年余の準備期間を経て）1975年12月29日施行となり、この施行機関として、性差別禁止法に基づいて、「平等機会委員会（Equal Opportunities Commission）」が設置され、この事務局がマンチェスターに置かれた。

この委員会は、国務大臣が任命する8人以上15人以下の委員により構成されるもので、委員長にベティ・ロックウッド女史（Miss Betty Lockwood）、副委員長にハウ夫人（Lady Howe）及び13人の委員が任命された。

委員会の役割は、性による差別を撤廃し男女の機会平等を促進すること、性差別禁止法、同一賃金性の施行状況を監視し、必要と認めた場合には改正を勧告することである。

委員会は、調査、広報活動を行いあるいは援助し、違法行為があった場合には「差別禁止通告」を発することができる。委員会は、毎年その活動状況を年次報告にまとめて、議会に提出する。

差別についての申し立ては、雇用関係は労働審判所、その他は裁判所で処理され、差別の事実が認められた場合には、賠償を支払うよう命令が出される。

IV 統計資料

第1表 出生、死亡及び平均寿命の推移

	出 生		死 亡		平均寿命	
	件数	率(人口千対)	件数	率(人口千対)	女	男
昭和25年	233.8万件	28.1	90.5万件	10.9	62.9才	59.5才
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.7	63.6
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.1	65.3
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.9	67.7
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.7	69.3
49	202.9	18.6	71.1	6.5	76.3	71.2

厚生省「人口動態統計」

厚生省「簡易生命表」

第2表 婚姻・離婚の推移

	平均初婚年齢		婚 姻		離 婚	
	女	男	件数	率(人口千対)	件数	率(人口千対)
昭和25年	23.0才	25.9才	71.5万件	86	8.4万件	1.01
30	23.8	26.6	71.5	80	7.5	0.84
35	24.4	27.2	86.6	93	6.9	0.74
40	24.5	27.2	95.5	97	7.7	0.79
45	24.3	27.1	102.9	100	9.6	0.93
49	24.5	26.8	100.0	9.1	11.4	1.04

厚生省「人口動態統計」

第3表 労働力状態別女子15才以上人口の推移

	15才以上労働力		非労働力人口				労働力率
	人口	人口	計	家事	通学	その他	
10年	万人 3,068	万人 1,740	万人 1,325	万人 ...	万人 ...	万人 ...	56.7
35	3,270	1,838	1,526	1,005	216	306	54.5
40	3,758	1,903	1,853	1,188	341	323	50.5
45	4,060	2,024	2,032	1,373	323	335	49.9
50	4,331	1,983	2,335	1,597	338	399	45.8

(注)労働力率は15才以上人口に占める労働力人口の割合

総理府「労働力調査」

第7表 年令階級別1人平均月間給与額の男女格差

(男子=100)

区 分	計	17才	18~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~
きまって支給する現金給与	56.4	94.1	85.5	77.3	67.7	56.0	49.7	50.2	51.5	49.0	54.7	62.2	63.3
所 定 内 給 与	59.8	94.7	91.2	82.8	72.8	60.4	53.1	53.1	54.2	51.3	56.7	64.1	64.8

労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和49年)

第4表 進学率の推移 (多)

	高校進学率		大学・短大進学率	
	女	男	女	男
昭和25年	36.7	48.0	17.2	34.6
30	47.4	55.5	14.9	20.9
35	55.9	59.6	14.2	19.7
40	69.6	71.7	20.4	30.1
45	82.7	81.6	23.5	25.0
50	93.0	91.0	34.6	33.8

文部省「学校基本調査」

(注)進学率とは卒業者に占める進学者及び就職進学者の割合である。

第5表 学科別女子大学生の割合(4年間制大学)

年度	文学	法政・経済	理学	工学	農学	医学・歯学	家政・看護学	教員養成	その他
25	15.5%	0.8%	5.6%	0.3%	0.8%	24.4%	98.6%	20.7%	4.7%
30	27.5	1.2	13.1	0.8	1.2	24.9	98.8	29.4	14.8
35	34.1	1.5	11.8	0.5	1.5	28.2	99.4	38.3	21.4
40	47.8	2.1	12.4	0.4	3.0	35.1	99.8	49.2	29.1
45	52.3	5.2	13.4	0.6	5.9	38.1	99.6	49.1	45.1
50	59.7	7.8	14.4	0.9	8.9	38.4	99.6	58.6	39.0

文部省「学校基本調査」から算出

第6表 男女、職業別雇用者数 (万人、%)

区 分	総数	女		男		総数中 に占める 女子の割合
		実数	構成比	実数	構成比	
総 数	万人 3,612	万人 1,166	% 100.0	万人 2,446	% 100.0	% 32.3
専門的技術的職業	301	135	11.6	166	6.8	44.9
管理的職業	203	11	0.9	191	7.8	5.4
引 続 け	770	376	32.2	395	16.1	48.8
販 売	422	129	11.1	294	12.0	30.6
農 林 漁 業	41	9	0.8	32	1.3	22.0
採 鉱 採 石	9	0	0.0	9	0.4	0.0
運輸通信	217	17	1.5	200	8.2	7.8
技能工生産工程従事者	1,203	286	24.5	917	37.5	23.8
単純労働者	131	43	3.7	87	3.6	32.8
サービス職業	313	160	13.7	153	6.3	51.1

総理府「労働力調査」(昭和50年)

第8表 婦人議員数

区 分	婦人議員数	議員総数	総数に対する 婦人の割合
国会議員			
衆議院	7	511(注)	1.4(1.4)
参議院	18	252(注)	7.1(7.1)
地方議会議員			
都道府県議会	32	2828	1.1(1.0)
市議会	360	20,167	1.8(1.6)
町村議会	217	48,220	0.5(0.4)
特別区議会	72	1,088	6.6(6.2)

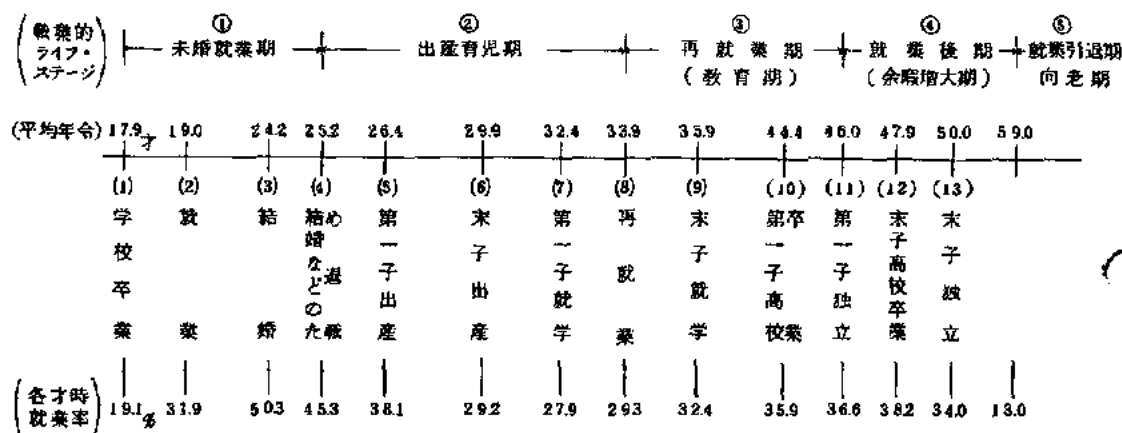
(注)とあるのは定数。()内は前年
資料出所 50年12月末自治省選挙部調

第9表 都道府県段階の審議会等の婦人委員数

名 称	婦人委員数	総数に対する 婦人の割合
都道府県児童福祉審議会委員	175人	17.4%
地方社会福祉審議会委員	69	5.8
地方薬事審議会委員	80	11.6
地方社会保険医療協議会委員	3	0.3
地方精神衛生審議会委員	8	1.9
地方労働基準審議会委員 (家内労働部会委員を含む)	100	9.4
地方職業安定審議会委員	43	6.9
都道府県職業訓練審議会委員	13	2.0
地方最低賃金審議会委員	6	0.8
地方家内労働審議会委員	7	13.0
都道府県公害対策審議会委員	35	2.7
地方青少年問題協議会委員	151	10.5
地方労働委員会委員	0	—
都道府県公安委員会委員	1	0.6
選挙管理委員会委員	14	7.5
人事(公平)委員会委員	0	—
監査委員	0	—
優性保護審査会委員	45	10.6

(昭和50年12月末現在労働省婦人少年局調)

第10表 女性の就業からみたライフ・サイクル



- (注) 1. 子供の独立は就業または結婚のうちのいずれか早い方をとった。
2. 各才時就業率は過去においてその平均の時に就業していた人の全体に対する割合を示す。グラフではそれに近い年齢(例えば学校卒業17.9才については18才)の時の就業率である。59才時の就業率はサンプルが少ないので注意を要する。

資料出所 雇用促進事業団就業研究所「婦人の就業とライフサイクル」

国際比較

表1. 女子労働力の推移 (1966年, 1970~73年)

労働力	年	ベルギー	デンマーク	フランス	西独	アイルランド	イタリア	ルクセンブルグ	オランダ	英国	米 国	カナダ	日本(万人)
男 女 計 (千人)	1966	3203	*	19964	26481	1110	19221	140	4459	25759	74453[1965]	7177	4787[1965]
	1970	3823	2332	20750	26318	1110	19123	144	4641	25303	82715	8465	5153
	1971	3862	2366	20958	26410	1112	19064	148	4681	24712	84113	8627	5178
	1972	3875	2378	21155	26372	1108	18837	151	4678	24816	86542	8897	5182
	1973	3914	2404	21403	26475	1108	18978	154	4681	25129	88716 91011[1974]	9335	5299 5274[1974]
女 子 (千人)	1966	1169	*	7340	9745	289	5228	(55)	(1045)	9210	26199[1965]	2130	1903[1965]
	1970	1265	918	7467	9838	(289)	5232	33	(1140)	9206	31520	2732	2024
	1971	1294	943	7618	9677	288	5236	34	(1184)	8879	32091	2795	2004
	1972	1319	973	7766	9719	(288)	5110	(35)	(1216)	9006	33277	2907	1981
	1973	1350	992	7907	9763	(288)	5267	36	*	9347	34512 35825[1974]	3162	2045 1996[1974]
女子の割合	1966	316	394	368	368	260	272	(252)	(234)	35.8	352[1965]	297	39.8[1965]
	1970	331	394	360	366	(260)	274	258	(246)	36.4	381	323	39.3
	1971	335	399	363	366	269	275	258	(253)	35.9	382	324	38.7
	1972	340	409	367	369	(260)	271	266	(259)	36.3	385	327	38.2
	1973	345	412	369	369	(260)	278	269	*	37.2	394[1974]	339	38.6 37.8[1974]
女子労働力 人口中に占 める女子既 婚者の割合	1966	*	*	(521)	501	89	505	375	(283)	576	772[1965]		45.8[1965]**
	1970	63.6	61.6	50.0	57.6	*	51.1	46.6	(286)	61.9	777	64.4[1969]	517
	1971	64.2	65.6	60.3	58.6	135	53.3	45.5	(289)	62.4	773		537
	1972	*	*	*	*	*	*	*	*	*	773		565
	1973	65.8	*	62.0	59.6	135	51.4	43.5	*	67.2	772 767[1974]	66.2[1974]	590 607[1974]

(注) ○ () 内は推計数

○ * 不明

○ ** 女子雇用者に占める既婚者の割合

資料出所 EEC諸国はEEC統計局

米 国は労働省労働統計局

カナダはILO「国際労働経済統計年鑑」

日本は総理府「労働力調査」

表2. 保 育 所 (0~3才児用)

国 名	保育所数	定 員
ベルギー (1974)	445	13,568
デンマーク (1974)	692	41,650
フランス (1974)	1,031	51,064
西 独 (1973)	853	20,428
アイルランド (1973)	20	1,250 (概数)
イタリ ー (1973)	2,040	91,800 (概数)
ルクセンブルグ (1974)	8	400
オランダ (1974)	113	4,500 (概数)
英 国 (1) (1973)	653	29,302
米 国 (1972)	61,286 (3)	1,021,202 (3)
カ ナ ダ	-	-
日 本 (2) (1974)	17,341	1,591,632

(注) (1) イングランド, ウェルズのみ

認可保育所のみ

(2) 0才~6才児

(3) family day care home (保育ママ) を含む認可施設, 子の年齢は不詳但し, 米国の場合婦人労働者の6才未満の子の保育所 (group care center) の利用は56%と低い。

資料出所 表1と同じ

米 国はIland book on Women

Workers 1975, 日本は厚生省「社会

福祉施設調査」

表3. 幼 稚 園 (2, 3才から入学年令まで)

国 名	収容児童数	入所児の年齢	同年齢児童総数中に占める入所児の割合
ベルギー (1973)	243,429	3~6才	3~6才=60%
デンマーク (1974)	89,208 37,535(1)	2(413)-7才	3~6才=30%
西 独	1,319,854	3~6才	3~4才=17.4% 4~5才=38.8% 5~6才=53.9% 6才=53.4% (2)
フランス (1973)	2,359,702	2~6才	2~4才=50% 4~5才=70% 5~6才=90%
アイルランド(3)	-	-	-
イタリ ー (1973)	1,567,280	3~6才	3~6才=50%
ルクセンブルグ (1973)	8,254	4~6才	4~6才=85%
オランダ (1973)	521,793	4~6才	4~5才=90% 5~6才=100%
英 国 (1973)(7)	46,693(4) 77,263(5) 260,309(6)	3~5才	3~4才=27%
米 国	1,692,000 6,228,000	3~4才 5~6才	24% 92%
カ ナ ダ	-	-	-
日 本 (1973)	3,279,985(8)	3~6才	3才=6.7% 4~6才=79.9%

(注) (1) 6, 7才児の幼児学校

(2) 幼児学校 (infant school) 入学前の6才児

(3) 不明。但し, 義務教育は6才から始まるが, 1972年4, 5才児の50%, 5, 6才児の90%が幼児学校に通っている。

(4) 全日制 (5) パート・タイム制 (6) 幼児学校

(7) 英国はイングランド, ウェルズのみ

(8) 幼稚園及び保育所 (3~6才児) 入所者数

資料出所 表2と同じ

日本は文部省「学校基本調査」及び厚生省「社会福祉統計」